

## 鹿 児 島 県 公 報

令和8年5月19日（火）第720号の2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 、 金 ）

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

## 人 事 委 員 会 規 則

- 退職手当の支給制限等の処分に係る意見陳述の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則（※） (職員課取扱い) 1

## 公 安 委 員 会 規 則

- 鹿児島県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則（※） (総務課取扱い) 2
- 鹿児島県放置違反金の納付命令等に関する規則の一部を改正する規則（※） (交通指導課取扱い) 3

## 人 事 委 員 会 規 則

退職手当の支給制限等の処分に係る意見陳述の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年5月19日

鹿児島県人事委員会委員長 富永信一

## 鹿児島県人事委員会規則第5号

退職手当の支給制限等の処分に係る意見陳述の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則

退職手当の支給制限等の処分に係る意見陳述の機会の付与に関する規則（平成21年鹿児島県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「その者の氏名、同項第1号、第4号及び第5号に掲げる事項並びに人事委員会が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を県庁の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の2項を加える。

6 前項の公示の方法による通知は、当事者の氏名、第2項第1号、第4号及び第5号に掲げる事項並びに人事委員会が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項及び次項において「公示事項」という。）を不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を県庁の掲示場に掲示し、又は公示事項を人事委員会に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

7 前項に規定する不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く方法は、人事委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（人事委員会の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 人事委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの
- (2) インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和45年法律第48号）第2

条第1項第9号の5イに規定する自動公衆送信装置をいう。)を使用するもの

附 則

- 1 この規則は、令和8年5月21日から施行する。
- 2 改正後の退職手当の支給制限等の処分に係る意見陳述の機会の付与に関する規則第2条第5項から第7項までの規定は、この規則の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

## 公安委員会規則

鹿児島県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年5月19日

鹿児島県公安委員会委員長 鑪野孝清

### 鹿児島県公安委員会規則第12号

鹿児島県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則

鹿児島県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成10年鹿児島県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

第8条第2項及び第20条第2項中「の規定による掲示」を「及び第4項の規定による公示」に改める。

別記第7号様式中「名あて人となるべき者の所在」を「名宛人となるべき者の所在」に、「行政手続条例第15条第3項」を「鹿児島県行政手続条例第15条第3項及び第4項」に、「名あて人となるべき人」を「名宛人となるべき人」に、

「

不利益処分の  
名あて人  
となるべき者の氏名

」

を

「

不利益処分の  
名宛人  
となるべき者の氏名

」

に改め、同様式教示中「行政手続法第15条第3項の規定により、この掲示を始めた」を「鹿児島県行政手続条例第15条第4項の規定により、当該措置を開始した」に改める。

別記第18号様式中「名あて人となるべき者の所在」を「名宛人となるべき者の所在」に、「第15条第3項の規定により公示」を「第15条第3項及び第4項の規定により公示」に、「名あて人となるべき人」を「名宛人となるべき人」に、

「

不利益処分の名あて人  
となるべき者の氏名

」

を

「

不利益処分の名宛人  
となるべき者の氏名

」

に改め、同様式教示中「第15条第3項の規定により、この掲示を始めた」を「第15条第4項の

規定により、当該措置を開始した」に改める。

附 則

この規則は、令和8年5月21日から施行する。

.....  
鹿児島県放置違反金の納付命令等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年5月19日

鹿児島県公安委員会委員長 鱸野孝清

**鹿児島県公安委員会規則第13号**

鹿児島県放置違反金の納付命令等に関する規則の一部を改正する規則

鹿児島県放置違反金の納付命令等に関する規則（平成18年鹿児島県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「鹿児島県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の掲示板に掲示して行わなければならない」を「インターネットの利用その他の方法で行うものとする」に改め、同条第3項中「公安委員会の掲示板に掲示して行わなければならない」を「インターネットの利用その他の方法で行うものとする」に改める。

附 則

この規則は、令和8年5月21日から施行する。